

九月二日。幕府、下津屋宗信の中院通世所領江沼郡額田莊及び加納八田莊代官職たるを停め、通世に之を直務せしむ。

【中院文書】

一一三八

家領加賀國額田庄・加納八田庄等代官職事、號朝日跡、雖被仰付下津屋修理亮宗信、爲勸慮之條被返付訖。所詮任當知行之旨、彌可令全直務給之由所被仰下也。仍執達如件。

永正七年九月二日

(飯尾元秀)
下野守 在判
(松田英致)
對馬守 在判

中院家雜掌

【溫故古文抄】

一一三九

加賀國額田庄・加納八田庄等之事、爲元祖以來之領知支證明鏡之處、下津屋修理亮宗信、稱朝日知行分、掠取武家下知云々。雖然爲勸慮嚴重就被仰出、召出兩方證文、任理運之旨、爲武家重及直務之成敗、由被聞食訖。永退

非分之族、爲直務之地、子々孫々可令全領知給之由、天氣所候也。仍上啓如件。

永正七年九月十一日

(中山康顯)
左中將 在判

謹上 中院前中納言殿

(康正二年の造内裏段錢並國役引付に、賀州額田莊朝日孫左衛門・同朝日近江守の名見えたり。)

十一月九日。幕府、烏丸冬光に、河北郡若松莊領家職を安堵せしむ。

【烏丸家文書】

一一四〇

加賀國若松庄領家職事、被帶御判當知行之處、以前西國祇候以來、百姓年貢令沙汰云々。早可令全所務給之由被仰下也。仍執達如件。

永正七年十一月九日

(松田長秀)
散位 在判
(諏訪常祐)
沙彌 在判

烏丸家雜掌

十二月十四日。幕府、山城北野社松梅院禪光に、江沼郡富墓莊上分を安堵せしむ。

【曼殊院文書】 山城

一一四一

加州富墓庄上分三拾貫文事、松梅院禪藝一行炳焉之處、近年無其沙汰云々。太無謂。所詮任彼一行之旨可致收納之段、對禪光被成奉書訖。可令存知給之由所被仰下也。仍執達如件。

永正七年十二月十四日

(齋藤時基)
上野介 在判
(飯尾貞運)
近江守 在判

(曼殊院運法親王)
竹内宮御門跡雜掌

十二月十七日。幕府、山城北野社松梅院に、江沼郡福田莊並びに山代・能美郡長崎・石川郡豊田の代官職を直務せしむ。

【北野神社文書】 山城

一一四二

北野宮寺領、加賀國福田庄并山代・豊田・長崎等代官職事、募畠山上野介入道由續、雖令申請之、上表之上者、早如元全直務、可被專神用之由所被仰下也。仍執達如件。

永正七年十二月十七日

(飯尾貞運)
近江守 在判
(齋藤時基)
美濃守 在判

松梅院

永正八年

辛未

紀元二二七一

三月廿九日。信館、鳳至郡穴水來迎寺熊千代丸に馬上免を讓渡す。

【來迎寺文書】 鳳至郡

一一四三

ゆづりたすむじやうめん事

合四百疋

右件馬じやうめんは、くまちよしといのけいやくについで、ゆづり申處實也。いらんづらいあるまじく候。仍後日狀如件。

永正八年三月廿九日

信館 在判

來迎寺

くまちよ丸 まいる

永正九年

壬申

紀元二二七二

二月廿八日。鳳至郡阿岸の新九郎等、同郡本誓